

6 騒音・振動・悪臭関係資料

表6-1-1 一般地域に係る騒音の環境基準（等価騒音レベル）

地域の類型	時間の区分		当該地域
	昼間	夜間	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A	55デシベル以下	45デシベル以下	専ら住居の用に供される地域
B	55デシベル以下	45デシベル以下	主として住居の用に供される地域
C	60デシベル以下	50デシベル以下	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

- (注) 1 地域類型の区分は、おおむね次のとおりである。
 A：都市計画法に基づく第一種、第二種低層住居専用地域および第一種、第二種中高層住居専用地域
 B：都市計画法に基づく第一種、第二種住居地域および準住居地域
 C：都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域
 2 時間の区分は、昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までをいう。

表6-1-2 道路に面する地域に係る騒音の環境基準（等価騒音レベル）

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域およびC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

- (注) 1 AA地域およびA地域の1車線道路に面する地域については、本来道路騒音による影響を受けるべきではないとの考えから、一般地域に係る環境基準値がそのまま適用される。
 2 時間の区分は、一般地域に係る環境基準と同様である。

幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例（等価騒音レベル）

昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

- (注) 1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間：45デシベル以下、夜間：40デシベル以下）によることができる。
 2 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道および4車線以上の市町村道をいう。
 3 近接する空間とは、道路端からの距離が、2車線以下の道路にあっては15メートル、2車線を越える道路にあっては20メートルまでをいう。
 4 時間の区分は、一般地域に係る環境基準と同様である。

表 6 - 2 自動車交通騒音常時監視結果（平成17年度）

No	路線名	評価区間	騒音測定地点	測定開始日時	騒音測定結果 Leq(dB)		車線数	評価区間距離 (km)	住居等戸数 〔戸〕	環境基準達成戸数(戸)			環境基準達成率(%)		
					昼	夜				昼間	夜間	昼間・ 夜間	昼間	夜間	昼間・ 夜間
1	国道8号線	越前市 庄田町～行松町	越前市小野谷21-3	H17.11.09(水) 14:00～	72	71	4	2.8	23	23	20	20	100.0	87.0	87.0
2	国道8号線	敦賀市 岡山町1丁目～ 道口	敦賀市岡山町1丁目	H17.11.01(火) 15:00～	71	72	2	0.6	33	32	12	12	97.0	36.4	36.4
3	国道27号線	小浜市 和久里町～青井 町	小浜市伏原30-33-6	H17.11.21(月) 12:00～	72	71	2	2.2	83	75	50	50	90.4	60.2	60.2
4	国道27号線	高浜町 宮崎～立石	高浜町立石15-15-3	H17.11.21(月) 12:00～	70	69	2	1.0	25	24	15	15	96.0	60.0	60.0
5	県道芦原丸岡	あわら市 春宮1丁目1～ 市姫5丁目	あわら市市姫3-1-1	H17.03.07(火) 10:00～	61	54	2	1.2	173	173	173	173	100.0	100.0	100.0
6	県道鯖江清水	鯖江市 神中町2丁目～ 神明4丁目9	鯖江市神中町2丁目	H17.03.07(火) 11:00～	60	53	6	0.9	96	96	96	96	100.0	100.0	100.0
7	県道 敦賀美浜線	敦賀市 野神～金山	敦賀市市野々町1丁目	H17.11.01(火) 15:00～	70	64	2	3.0	372	372	372	372	100.0	100.0	100.0
8	県道 福井鯖江線	鯖江市 桜町2丁目～ 住吉町3丁目14	越前市家久町63-4	H17.11.09(水) 12:00～	(72)*	(67)*		0.8	77	67	63	63	87.0	81.8	81.8
9	県道 福井鯖江線	越前市 家久町～本保町			72	67	2	1.4	4	4	4	4	100.0	100.0	100.0
評価範囲全体		6路線9区間	全体：評価範囲全体（近接空間＋非近接空間）					13.9	886	866	805	805	97.7	90.9	90.9
			近接空間：道路端から15m（2車線以下）または20m（2車線超）の範囲						361	353	324	324	97.8	89.8	89.8
			非近接空間：50mの評価範囲のうち近接空間以外の場所						525	513	481	481	97.7	91.6	91.6

表 6 - 3 自動車騒音の要請限度（等価騒音レベル）

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	6 5 デシベル	5 5 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域	7 0 デシベル	6 5 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	7 5 デシベル	7 0 デシベル

- (注) (区域の区分) a : 都市計画法に基づく第一種、第二種低層住居専用地域および第一種、第二種中高層住居専用地域
 b : 都市計画法に基づく第一種、第二種住居地域および準住居地域
 c : 都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域
 (時間の区分) 一般地域に係る環境基準と同様

幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例（等価騒音レベル）

昼 間	夜 間
7 5 デシベル以下	7 0 デシベル以下

表 6 - 4 道路交通振動の要請限度

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
第 1 種 区 域	6 5 デシベル	6 0 デシベル
第 2 種 区 域	7 0 デシベル	6 5 デシベル

- (注) (区域の区分) 第 1 種区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第 1 種区域および第 2 種区域
 第 2 種区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第 3 種区域および第 4 種区域
 (時間の区分) 昼間：午前 6 時から午後 10 時まで、夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
 (その他) 学校・病院等、特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は当該値から 5 デシベル減じた値とする。

表 6 - 5 特定工場等から発生する騒音の規制基準

区域の区分	時 間 の 区 分			
	朝	昼 間	夕	夜 間
第 1 種 区 域	4 5 デシベル	5 0 デシベル	4 0 デシベル	4 0 デシベル
第 2 種 区 域	5 0 デシベル	6 0 デシベル	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種 区 域	6 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 4 種 区 域	6 5 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル

- (注) (区域の区分) 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保全を必要とする区域。
(都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域または第二種低層住居専用地域。)
- 第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。(都市計画法に基づく第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域または準住居地域。)
- 第3種区域：住居の用にあわせて、商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域。
- 第4種区域：主として工業等の用に供されている地域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域。(都市計画法に基づく工業地域。)
- (時間の区分) 朝：午前6時から午前8時まで、昼間：午前8時から午後7時まで
夕：午後7時から午後10時まで、夜間：午後10時から翌日の午前6時まで
- (その他) 第2種区域、第3種区域および第4種区域内に所在する学校・保育所・病院・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から5デシベルを減じた値とする。

表 6 - 6 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

特定建設 作業種類	種類に対する規制基準					備考
	騒音の 大きさ	夜間又は 深夜作業 の禁止	1日の 制限	作業時間 の制限	日曜日、 その他の 休日の 作業禁止	
くい打機、 くい抜機又 はくい打く い抜機を使 用する作業	85 デシベル	第1号区域 午後7時 から翌日の 午前7時 まで 第2号区域 午後10時 から翌日の 午前6時 まで	第1号区域 1日につき 10時間 第2号区域 1日につき 14時間	同一場所 において 連続 6日間	日曜日、 その他 の休 日	もんけん、圧入式くい 打くい抜機又はくい打 機をアースオーガーと 併用する作業を除く。
びょう打機 を使用する 作業						作業地点が連続的に移 動する作業にあって は、1日における当該 作業に係る二地点間の 最大距離が50mを超え ない作業に限る。
さく岩機を 使用する作 業						電動機以外の原動機を 用いるものであって、 その定格出力が15kW 以上のものに限る。 (さく岩機の動力とし て使用する作業を除 く。)
空気圧縮機 を使用する 作業						混練機の混練量がコン クリートプラントは、 0.45m ³ 以上、アスフ ルトプラントは、 200kg以上のものに 限る。(モルタル製造 のためにコンクリート プラントを設けて行 う作業を除く。)
コンクリ ートプラント 又はアスフ ルトプラ ントを設け て行う作業						原動機の定格出力が80 kW以上のものに限 る。
バックホウ を使用する 作業						原動機の定格出力が70 kW以上のものに限 る。
トラクター ショベルを 使用する作 業						原動機の定格出力が40 kW以上のものに限 る。
ブルドー ザーを使 用する作 業						

(注) (区域の区分) 第1号区域：第1種区域、第2種区域および第3種区域の全区ならびに第4種区域で
(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、
(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の
区域。

第2号区域：第4種区域のうち、第1号区域を除く区域。

(その他) 1 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線での値である。

2 6から8の作業にあっては、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないもの
として環境大臣が指定するものを除く。

表 6 - 7 県公害防止条例に定める特定工場に係る騒音の規制基準

区域の区分	時 間 の 区 分			
	朝	昼 間	夕	夜 間
第 1 種 区 域	4 5 デシベル	5 0 デシベル	4 0 デシベル	4 0 デシベル
第 2 種 区 域	5 0 デシベル	6 0 デシベル	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種 区 域	6 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 4 種 区 域	6 5 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル
第 5 種 区 域	7 0 デシベル	7 5 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル
そ の 他 の 区 域	5 5 デシベル	6 0 デシベル	5 5 デシベル	5 5 デシベル

- (注) (区域の区分) 第1種区域： 都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域または第二種低層住居専用地域。
 第2種区域： 都市計画法に基づく第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域または準住居地域。
 第3種区域： 都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域または準工業地域。
 第4種区域： 都市計画法に基づく工業地域。
 第5種区域： 都市計画法に基づく工業専用地域。
 その他の区域： 上記に掲げる区域以外の区域。
- (時間の区分) 朝：午前6時から午前8時まで、昼間：午前8時から午後7時まで
 夕：午後7時から午後10時まで、夜間：午後10時から翌日の午前6時まで
- (そ の 他) 第2種区域、第3種区域および第4種区域内に所在する学校・保育所・病院・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から5デシベルを減じた値とする。

表 6 - 8 県公害防止条例に定める深夜における騒音の規制基準

区域の区分	時 間 の 区 分	
	午後11時から翌日午前0時まで	午前0時から午前5時まで
第 1 種 ・ 第 2 種 区 域	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種 区 域	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 4 種 区 域、第 5 種 区 域 及 び そ の 他 の 区 域	5 5 デシベル	5 0 デシベル

- (注) 1 規制の対象は、「飲食店営業（風俗営業法で規制されているものを除く。）」、「ボーリング営業」、「カラオケボックス営業」、「車両洗浄装置を使用しまたは使用させる営業」の4種
 2 区域の区分は、特定工場に係る騒音の基準に同じ。

表 6 - 9 特定工場から発生する振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間：午前6時から午後10時まで	夜間：午後10時から翌朝6時まで
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

(注) 区域の区分および時間の区分は、道路交通振動の要請限度に同じである。

表 6 - 10 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

特定建設 作業種類	種類に対する規制基準					備考
	振動の 大きさ	夜間又は 深夜作業 の禁止	1日の 制限	作業時間 の制限	日曜日、 その他の 休日の 作業禁止	
くい打機、 くい抜機又 はくい打 くい抜機を 使用する 作業	75 デシベル	第1号区域 午後7時 から翌日 の午前7 時まで	第1号区域 1日につき 10時間	同一場所 において 連続 6日間	日曜日、 その他 の休日	もんけん、圧入式くい 打機、油圧式くい抜 機、圧入式くい打 くい抜機を除く。
鋼球を 使用して 建築物 その他の 工作物を 破壊する 作業						
舗装版破 砕機を 使用する 作業						作業地点が連続的に 移動する作業にあつ ては、1日における 当該作業に係る二 地点間の最大距離 が50mをこえない 作業に限る。
ブレーカ ーを使用 する 作業						手持式のものを除く、 作業地点が連続的に 移動する作業にあつ ては、1日における 当該作業使用する 作業に係る二地点 間の最大距離が 50mを超えない 作業に限る。

(注) (区域の区分) 第1号区域：第1種区域、第2種区域および第3種区域の全区ならびに第4種区域で
(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、
(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区
域。

第2号区域：第4種区域のうち、第1号区域を除く区域。

表6-11 騒音に係る特定工場等実数および特定施設総数

(平成18年3月31日現在)

施設種類	1 項		2 項		3 項		4 項		5 項		7 項		8 項		9 項		10 項		11 項		合 計	
	金属加工機械		空気圧縮機・送風機		土石用破碎機・ふるい等		織 機		建設用資材製造機械		木材加工機械		抄紙機		印刷機械		合成樹脂用射出成形機		鋳造型機			
市町名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
福井市	69	163	174	1,041	3	4	229	6,162	5	6	75	179	1	2	87	315	7	37	2	7	652	7,916
敦賀市	24	101	27	86	0	0	1	50	3	6	15	37	1	1	14	87	1	28	0	0	86	396
小浜市	3	126	9	60	0	0	0	0	0	0	8	35	0	0	9	23	0	31	0	2	29	277
大野市	1	1	3	28	0	0	9	892	0	0	25	38	0	0	4	16	0	0	0	0	42	975
勝山市	0	0	17	84	2	6	85	4,622	0	0	6	30	0	0	3	15	1	1	0	0	114	4,758
鯖江市	20	160	28	83	1	4	144	7,326	4	4	9	17	0	0	9	33	5	18	1	5	221	7,650
あわら市	3	54	10	94	0	0	33	1,035	0	0	3	6	0	0	2	7	0	0	0	0	51	1,196
越前市	65	256	35	386	2	10	116	3,560	6	7	38	109	24	41	20	69	7	31	0	0	313	4,469
坂井市	2	7	4	8	0	0	436	6,522	2	2	12	40	0	0	6	16	0	0	0	0	462	6,595
永平寺町	2	7	10	52	0	0	46	1,452	0	0	2	5	0	0	4	12	0	0	0	0	64	1,528
美浜町	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	3	10	0	0	0	0	0	0	0	0	4	11
高浜町	1	3	6	38	2	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	44
合 計	190	878	324	1,961	10	26	1,099	31,621	21	26	196	506	26	44	158	593	21	146	3	14	2,048	35,815

(注) 工場数欄において、1つの工場については、主要な特定施設の項1か所のみ計上した。

(資料：環境政策課)

表6-12 騒音に係る特定建設作業届出状況

(平成17年度)

施設種類	市町名	福井市	敦賀市	小浜市	あわら市	越前市	坂井市	永平寺町	高浜町	合 計
		1 項	くい打機等を使用する作業	10	3	0	0	1	0	0
2 項	びょう打機を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 項	さく岩機を使用する作業	32	0	0	0	0	1	1	0	34
4 項	空気圧縮機を使用する作業	1	1	0	0	1	1	0	0	4
5 項	コンクリートプラント等を設けて行う作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 項	バックホウを使用する作業	8	4	1	2	4	0	3	2	24
7 項	トラクターショベルを使用する作業	1	2	0	0	0	0	0	0	3
8 項	ブルドーザーを使用する作業	0	0	0	0	0	5	0	0	5
合 計		52	10	1	2	6	7	4	2	84

(資料：環境政策課)

表6 - 13 振動に係る特定工場等実数および特定施設総数

(平成18年3月31日現在)

施設種類	1 項		2 項		3 項		4 項		5 項		6 項		7 項		8 項		9 項		10 項		合 計	
	金属加工機械		圧縮機		土石用破砕機・ふるい等		織 機		コンクリートブ ロックマシン等		木材加工機械		印刷機械		ゴム練等用 のロール機		合成樹脂用 射出成形機		鋳造型機			
市町名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
福井市	47	87	111	483	1	1	88	2,339	0	0	6	7	24	64	0	0	6	100	2	2	285	3,083
敦賀市	18	98	15	27	0	0	1	48	2	4	3	3	6	36	0	0	1	28	0	0	46	244
小浜市	3	206	6	40	0	0	0	0	0	0	2	2	1	1	0	0	0	31	0	3	12	283
大野市	0	0	1	21	0	0	9	892	0	0	2	2	2	11	0	0	0	0	1	1	15	927
勝山市	1	2	2	26	2	34	68	4,330	0	0	2	3	0	0	0	0	1	2	0	0	76	4,397
鯖江市	25	296	15	39	2	8	56	2,586	0	0	0	0	6	14	0	5	3	20	1	5	108	2,973
あわら市	1	1	6	32	0	0	10	315	0	0	0	0	2	7	0	0	0	0	0	0	19	355
越前市	55	171	23	166	3	12	95	2,942	0	0	4	4	12	28	1	13	4	30	0	0	197	3,366
坂井市	0	0	3	7	0	0	246	4,535	0	0	1	2	1	4	0	0	0	0	0	0	251	4,548
永平寺町	0	0	3	6	0	0	51	1,274	0	0	0	0	4	11	0	0	0	0	0	0	58	1,291
美浜町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	10	0	0	0	0	0	0	0	0	3	10
高浜町	1	3	3	14	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	18
合 計	151	864	188	861	9	56	624	19,261	2	4	23	33	58	176	1	18	15	211	4	11	1,075	21,495

(注) 工場数欄において、1つの工場については、主要な特定施設の項1か所のみ計上した。

(資料：環境政策課)

表6 - 14 振動に係る市町別特定建設作業届出状況

(平成17年度)

作業種類	市町名	福井市	敦賀市	小浜市	あわら市	越前市	永平寺町	高浜町	合 計
		1 項	くい打機等を使用 する作業	13	6	0	0	1	0
2 項	鋼球を使用して破 壊する作業	0	0	0	0	0	0	0	0
3 項	舗装版破砕機を使 用する作業	1	0	0	0	1	1	0	3
4 項	ブレーカーを使 用する作業	39	10	1	2	4	1	0	57
合 計		53	16	1	2	6	2	1	81

(資料：環境政策課)

表 6 - 15 悪臭防止法に定める規制基準

悪臭物質の種類	規 制 基 準	
	A 区 域	B 区 域
ア ン モ ニ ア	1 ppm	2 ppm
メ チ ル メ ル カ プ タ ン	0.002 ppm	0.004 ppm
硫 化 水 素	0.02 ppm	0.06 ppm
硫 化 メ チ ル	0.01 ppm	0.05 ppm
二 硫 化 メ チ ル	0.009 ppm	0.03 ppm
ト リ メ チ ル ア ミ ン	0.005 ppm	0.02 ppm
ア セ ト アル デ ヒ ト	0.05 ppm	0.1 ppm
ブ ロ ピ オン アル デ ヒ ド	0.05 ppm	0.1 ppm
ノ ル マ ル プ チ ル アル デ ヒ ド	0.009 ppm	0.03 ppm
イ ソ ブ チ ル アル デ ヒ ド	0.02 ppm	0.07 ppm
ノ ル マ ル バ レ ル アル デ ヒ ド	0.009 ppm	0.02 ppm
イ ソ バ レ ル アル デ ヒ ド	0.003 ppm	0.006 ppm
イ ソ ブ タ ノ ー ル	0.9 ppm	4 ppm
酢 酸 エ チ ル	3 ppm	7 ppm
メ チ ル イ ソ ブ チ ル ケ ト ン	1 ppm	3 ppm
ト ル エ ン	10 ppm	30 ppm
ス チ レ ン	0.4 ppm	0.8 ppm
キ シ レ ン	1 ppm	2 ppm
ブ ロ ピ オン 酸	0.03 ppm	0.07 ppm
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001 ppm	0.002 ppm
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009 ppm	0.002 ppm
イ ソ 吉 草 酸	0.001 ppm	0.004 ppm

(注) A区域：都市計画法に基づく用途地域のうち、おおむね、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域および商業地域ならびにこれらの地域に準ずると考えられる地域。

B区域：都市計画法に基づく用途地域のうち、おおむね、準工業地域および工業地域ならびにこれらの地域に準ずると考えられる地域。

表 6 - 16 県公害防止条例に定める特定施設における悪臭の規制基準

規制基準：臭気指数 18

(注) 「臭気指数」とは、人間の嗅覚で臭気を感じることができなくなるまで気体の希釈をした場合に、次の式において算定される値

$$Y = 10 \cdot \log X$$

Y：臭気指数

X：人間の嗅覚で臭気を感じることができなくなるまで気体の希釈をしたときのその希釈の倍数

表6 - 17 福井県公害防止条例に基づく悪臭に係る特定施設届出状況

(平成18年3月31日現在)

施設種類	1 項		2 項		3 項		4 項		合 計	
	動物の飼養の用に供するもの		けいふんの乾燥または焼却を行う工場において用いるもの		死亡獣畜取扱場において用いるもの		化製場において用いるもの		工場数	施設数
市町名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
福井市	19	70	3	5	0	0	0	0	22	75
敦賀市	22	41	0	0	0	0	1	1	23	42
大野市	10	27	0	0	0	0	0	0	10	27
勝山市	5	18	0	0	0	0	0	0	5	18
鯖江市	3	4	0	0	0	0	0	0	3	4
あわら市	8	14	0	0	0	0	0	0	8	14
越前市	22	55	2	2	0	0	0	0	24	57
坂井市	38	142	0	0	0	0	0	0	38	142
池田町	3	11	0	0	0	0	0	0	3	11
南越前町	1	1	1	1	0	0	0	0	2	2
越前町	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
美浜町	8	10	0	0	0	0	0	0	8	10
おおい町	2	5	0	0	0	0	0	0	2	5
若狭町	7	27	0	0	0	0	0	0	7	27
合 計	149	426	6	8	0	0	1	1	156	435

(資料：環境政策課)